



# 宮 崎 県 公 報

令和 2 年 10 月 1 日 (木曜日) 第 143 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

### 規 則

○宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 1

### 告 示

- 有害興行の指定…………… (こども家庭課) 2
- 一般廃棄物処理施設の変更許可申請書の縦覧… (循環社会推進課) 2
- 産業廃棄物処理施設の設置許可申請書の縦覧… ( " ) 3
- 産業廃棄物処理施設の変更許可申請書の縦覧 ( 2 件 ) …………… ( " ) 3
- 民有林の保安林の指定解除…………… (自然環境課) 5
- 保安林の指定予定の通知 ( 8 件 ) …………… ( " ) 5

頁

### 訓 令

○宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) 8

### 公 告

- 地価調査に係る基準地の標準価格…………… (中嶋・地域課) 9
- 不服申立ての処理状況…………… (総務課) 9
- 県営土地改良事業の工事の完了…………… (農村整備課) 14
- 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… (管理課) 14
- 入札公告…………… 15
- 病院局公告**
- 落札者等の公告…………… 15

## 規 則

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 10 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第46号

#### 宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則

宮崎県事務委任規則 (昭和40年宮崎県規則第10号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表 (第 2 条関係)		別表 (第 2 条関係)	
出先機関 の長	委 任 事 務	出先機関 の長	委 任 事 務
[略]		[略]	
西臼杵支 庁長	1～19の 8 [略] 19の 9 削除	西臼杵支 庁長	1～19の 8 [略] 19の 9 <u>農業経営基盤強化促進法 (昭和55年法律 第65号) 第13条の 2 第 1 項の規定により知事が 同項の事項を処理する場合における次の事務</u> (1) <u>第12条第 1 項の規定による認定の申請の 受理に関すること。</u> (2) <u>第13条第 1 項の規定による変更の認定の 申請の受理に関すること。</u>
	19の10～66 [略]		19の10～66 [略]
[略]		[略]	
農林振興 局長	1～ 2 の 14 [略] 2 の 15 削除	農林振興 局長	1～ 2 の 14 [略] 2 の 15 <u>農業経営基盤強化促進法第13条の 2 第 1 項の規定により知事が同項の事項を処理する場 合における次の事務</u> (1) <u>第12条第 1 項の規定による認定の申請の 受理に関すること。</u> (2) <u>第13条第 1 項の規定による変更の認定の</u>

<p>2の16~25 [略]</p> <p>[略]</p>	<p>申請の受理に関すること。</p> <p>2の16~25 [略]</p> <p>[略]</p>
<p>付表 (西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係)</p>	<p>付表 (西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係)</p>
<p>1~4 [略]</p> <p>5 宮崎県農業経営負担軽減支援資金利子補給補助金交付要綱 (平成13年7月3日定め) に基づく利子補給金</p> <p>6~9 [略]</p> <p>10 宮崎県林業担い手総合対策基金事業補助金交付要綱 (平成23年4月1日定め) に基づく補助金のうち、就労条件整備事業及び就労環境改善施設整備事業に係る補助金</p> <p>11~22 [略]</p> <p>23 宮崎の6次化産地育成事業補助金交付要綱 (平成28年4月1日定め) に基づく補助金</p> <p>24~27 [略]</p> <p>28 「コラボでGood!」6次産業化推進事業補助金交付要綱 (平成29年6月1日定め) に基づく補助金</p> <p>29~33 [略]</p>	<p>1~4 [略]</p> <p>5~8 [略]</p> <p>9 宮崎県林業担い手総合対策基金事業補助金交付要綱 (平成23年4月1日定め) に基づく補助金のうち、就労条件整備事業に係る補助金</p> <p>10~21 [略]</p> <p>22~25 [略]</p> <p>26~30 [略]</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 785号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例 (昭和52年宮崎県条例第27号) 第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

令和2年10月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
2年-20	映画	ギャル番外地2 またシメさせていただきます	山本組 <オーピー映画>	令和2年9月23日
2年-21	映画	団地の色情 奥さんが帰る前に…	後藤組 <新東宝映画>	
2年-22	映画	若妻ナマ配信 見せたがり	佐藤周組 <オーピー映画>	
2年-23	映画	アウェイデイズ (原題) AWAYDAYS	スペースシャワーネットワーク (イギリス)	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第 786号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第 137号) 第9条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、申請書その他関係書類を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該一般廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、宮崎県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和2年10月1日

- 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
ニシモロ開発株式会社  
小林市野尻町紙屋字長瀬1859番地4  
ニシモロ開発株式会社 代表取締役 吉岡奨馬
- 一般廃棄物処理施設の設置の場所  
小林市野尻町紙屋字長瀬1851番、1852番、1853番、1854番、1856番7の一部、1857番1、1859番5の一部、1859番6の一部、1859番7の一部、1859番8の一部、1859番9の一部、1859番10の一部、1859番11の一部、1859番12の一部、1859番14の一部、1859番

18の一部、1859番23の一部、1859番27の一部、1859番34、1859番35、1859番40の一部、1859番48の一部、1859番49、1865番1の一部、1874番2の一部、1874番4の一部、1874番8の一部、1874番9の一部、1874番10、1874番11、1874番12の一部、1874番13の一部、1874番30の一部、1874番36の一部、1875番1の一部、1877番の一部、1880番1の一部、1880番2、1881番1、1881番2、1882番1、1882番3、1882番4、1883番1、1884番1、1884番2、1884番3、1884番4、1884番5、1884番14、1884番17、1884番21、1884番23、1884番24、1884番25の一部、1884番26の一部、1884番27、1885番1、1885番3の一部、1886番、1887番2、1887番3、1887番5の一部、1887番6の一部、1888番1の一部、1888番4の一部、1888番5の一部

### 3 一般廃棄物処理施設の種類の

一般廃棄物最終処分場

### 4 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類の

粗大ごみ、焼却灰、ばいじん、不燃物ごみ

### 5 申請年月日

令和2年7月21日

### 6 申請書その他関係書類の縦覧場所及び期間

#### (1) 場所

宮崎県環境森林部循環社会推進課、宮崎県小林保健所、小林市生活環境課及び小林市野尻庁舎住民生活課

#### (2) 期間

令和2年10月1日から令和2年11月2日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）

### 7 意見書の提出先及び期間

#### (1) 提出先

宮崎県環境森林部循環社会推進課

#### (2) 期間

令和2年10月1日から令和2年11月16日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

### 8 意見書の記載事項等

意見書には生活環境の保全上の見地からの意見とともに、意見書提出者の氏名及び住所並びに意見の対象となる事業の名称を日本語により記載すること。

#### 宮崎県告示第 787号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号）第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、申請書その他関係書類を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、宮崎県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和2年10月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

### 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

真栄産業株式会社

都城市神之山町4824番地

真栄産業株式会社 代表取締役 堀之内真司

### 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

都城市関之尾町7221番 297

### 3 産業廃棄物処理施設の種類の

汚泥の焼却施設、廃油の焼却施設、廃プラスチック類の焼却施設及び産業廃棄物の焼却施設（以上同一施設）

### 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類の

#### (1) 産業廃棄物

ア 汚泥

イ 廃油

ウ 廃酸

エ 廃アルカリ

オ 廃プラスチック類

カ 紙くず

キ 木くず

ク 繊維くず

ケ 動植物性残さ

コ 動物系固形不要物

サ ゴムくず

シ 金属くず

ス ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

セ 動物の死体

#### (2) 特別管理産業廃棄物

感染性産業廃棄物

### 5 申請年月日

令和2年8月20日

### 6 申請書その他関係書類の縦覧場所及び期間

#### (1) 場所

宮崎県環境森林部循環社会推進課、宮崎県都城保健所、都城市環境政策課及び曾於市財部支所地域振興課

#### (2) 期間

令和2年10月1日から令和2年11月2日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）

### 7 意見書の提出先及び期間

#### (1) 提出先

宮崎県環境森林部循環社会推進課

#### (2) 期間

令和2年10月1日から令和2年11月16日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

### 8 意見書の記載事項等

意見書には生活環境の保全上の見地からの意見とともに、意見書提出者の氏名及び住所並びに意見の対象となる事業の名称を日本語により記載すること。

#### 宮崎県告示第 788号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号）第15条の2の6第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、申請書その他関係書類を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、宮崎県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和2年10月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

### 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

<p>ニシモロ開発株式会社 小林市野尻町紙屋字長瀬1859番地4 ニシモロ開発株式会社 代表取締役 吉岡奨馬</p> <p>2 産業廃棄物処理施設の設置の場所 小林市野尻町紙屋字長瀬1851番、1852番、1853番、1854番、1856番7の一部、1857番1、1859番5の一部、1859番6の一部、1859番7の一部、1859番8の一部、1859番9の一部、1859番10の一部、1859番11の一部、1859番12の一部、1859番14の一部、1859番18の一部、1859番23の一部、1859番27の一部、1859番34、1859番35、1859番40の一部、1859番48の一部、1859番49、1865番1の一部、1874番2の一部、1874番4の一部、1874番8の一部、1874番9の一部、1874番10、1874番11、1874番12の一部、1874番13の一部、1874番30の一部、1874番36の一部、1875番1の一部、1877番の一部、1880番1の一部、1880番2、1881番1、1881番2、1882番1、1882番3、1882番4、1883番1、1884番1、1884番2、1884番3、1884番4、1884番5、1884番14、1884番17、1884番21、1884番23、1884番24、1884番25の一部、1884番26の一部、1884番27、1885番1、1885番3の一部、1886番、1887番2、1887番3、1887番5の一部、1887番6の一部、1888番1の一部、1888番4の一部、1888番5の一部</p> <p>3 産業廃棄物処理施設の種類の 管理型最終処分場</p> <p>4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類 (1) 産業廃棄物 ア 燃え殻 イ 汚泥 (水銀使用製品産業廃棄物を含む。) ウ 廃油 (タールピッチ類に限る。) エ 廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を含む。) オ 紙くず カ 木くず キ 繊維くず ク 動植物性残さ ケ 動物系固形不要物 コ ゴムくず サ 金属くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む。) シ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。) ス 鉱さい セ がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。) ソ ばいじん タ 13号廃棄物 (2) 特別管理産業廃棄物 廃石綿等</p> <p>5 申請年月日 令和2年7月21日</p> <p>6 申請書その他関係書類の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県環境森林部循環社会推進課、宮崎県小林保健所、小林市生活環境課及び小林市野尻倉舎住民生活課 (2) 期間 令和2年10月1日から令和2年11月2日まで (土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)</p> <p>7 意見書の提出先及び期間 (1) 提出先</p>	<p>宮崎県環境森林部循環社会推進課</p> <p>(2) 期間 令和2年10月1日から令和2年11月16日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)</p> <p>8 意見書の記載事項等 意見書には生活環境の保全上の見地からの意見とともに、意見書提出者の氏名及び住所並びに意見の対象となる事業の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p><b>宮崎県告示第 789号</b> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第 137号) 第15条の2の6第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、申請書その他関係書類を次のとおり公衆の縦覧に供する。 なお、当該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、宮崎県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。 令和2年10月1日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 門川クリーン株式会社 東臼杵郡門川町大字加草53番地4 門川クリーン株式会社 代表取締役 中島聖智</p> <p>2 産業廃棄物処理施設の設置の場所 東臼杵郡門川町大字加草字堂ケ内49番1の一部、49番2の一部、49番3の一部、49番4の一部、49番5の一部、50番、51番1、51番2の一部、51番3、53番4の一部</p> <p>3 産業廃棄物処理施設の種類の 安定型最終処分場</p> <p>4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類 (1) 廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を含む。) (2) ゴムくず (3) 金属くず (4) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を含む。) (5) がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)</p> <p>5 申請年月日 令和2年8月25日</p> <p>6 申請書その他関係書類の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県環境森林部循環社会推進課、宮崎県日向保健所及び門川町環境水道課 (2) 期間 令和2年10月1日から令和2年11月2日まで (土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)</p> <p>7 意見書の提出先及び期間 (1) 提出先 宮崎県環境森林部循環社会推進課 (2) 期間 令和2年10月1日から令和2年11月16日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)</p> <p>8 意見書の記載事項等</p>
---	--

意見書には生活環境の保全上の見地からの意見とともに、意見書提出者の氏名及び住所並びに意見の対象となる事業の名称を日本語により記載すること。

**宮崎県告示第 790号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定解除をする。

令和2年10月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 解除に係る民有林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字岩戸字笹野戸 785-2・785-5・字岩神下6326-1・6326-2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

2 民有林の保安林として指定された目的 風致の保全

3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 791号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和2年10月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 都城市山之口町山之口字野々字都2686-1、2686-4、2687-1、2687-3、2687-6、2688-1、2688-2、2690-4から2690-6まで、2690-8、2691-1、2691-2、字榎ヶ尾2725、2726、2728-1

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 792号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和2年10月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 都城市山之口町山之口字ホケ 655-1、655-4、657-2、660-2

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 793号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和2年10月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 小林市須木下田字坂元谷 112-135、112-137、112-138、112-172、112-228、112-309

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 794号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和2年10月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 小林市東方字木浦木5941-75

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 795号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和2年10月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東諸県郡綾町大字入野字黒岩5482-3、5482-4
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
    - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに綾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 796号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和2年10月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字七折字中島3492-1、3515-1、3515-6、3515-7、3518-1、3519、3522-1から3522-3まで、3526-1、3526-2、3532-1
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字中島3526-1（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
    - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 797号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和2年10月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 宮崎市高岡町浦之名字左ヶ田 776-26から 776-28まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字左ヶ田 776-26から 776-28まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
    - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 798号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和2年10月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字七折字一の水 11552-8（次の図に示す部分に限る。）、11552-2、11552-4
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字一の水 11552-2・11552-4・11552-8（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
    - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 799号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和2年10月1日から同年同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年10月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
44	県道	宮崎高 鍋線	児湯郡新富 町大字新田 字坂ノ上49 24番4地先 から同郡同 町同大字同 字4924番4 地先まで	令和2年10月1日

**宮崎県告示第 800号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和2年10月1日から同年同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年10月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
214	県道	上祝子 綱の瀬 線	延岡市北方 町菅原字中 尾末1123番 1地先から 同市同町菅 原同字末11 03番5地先 まで	令和2年10月1日

**宮崎県告示第 801号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和2年10月1日から同年同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年10月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
339	県道	塩鶴木 崎線	宮崎市大字 鏡洲字竹ノ 内 272番2 地先から同 市大字加江 田字入料 6 39番1地先 まで	令和2年10月1日

**宮崎県告示第 802号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和2年10月1日から同年同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年10月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
401	県道	奈佐木 高岡線	小林市野尻 町紙屋字漆 野原 547番 94地先から 同市同町紙 屋同字 547 番94地先ま で	令和2年10月1日

**宮崎県告示第 803号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和2年10月1日から同年同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年10月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
401	県道	奈佐木 高岡線	小林市野尻 町紙屋字漆 野原 548番 39地先から 同市同町紙 屋同字 548 番39地先ま で	令和2年10月1日

**宮崎県告示第 804号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和2年10月1日から同年同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年10月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	218号	延岡市北方町川水流字上ノ水流卯1810番 129地先から同市同町川水流同字卯1810番 129地先まで

- 2 制限の対象とする占用物件  
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）
- 3 占用を制限する理由  
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
- 4 占用の制限の開始の期日  
令和2年10月1日

**宮崎県告示第 805号**

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
令和 2 年 10 月 1 日  
宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	申請者氏名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定年月日
			幅員	延長	
(日南) 2020-3	合同会社かとう宅建事務所代表加藤徹	日南市大字星倉字有田4561番5、4562番7、4571番2地先里道の一部	4.00	10.00	令和2年9月15日
			5.00	36.89	
			6.00	53.53	

**宮崎県告示第 806号**

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
令和 2 年 10 月 1 日  
宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	申請者氏名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定年月日
			幅員	延長	
(串間) 2020-1	鎌田健蔵	串間市大字西方字林際8113番6	4.22	3.90	令和2年9月16日
			5.10	62.44	
			6.00	16.22	

**訓 令**

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令をここに公表する。  
令和 2 年 10 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

**訓令第13号**

本 庁  
各出先機関

**宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令**

宮崎県事務決裁規程（昭和40年訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																	
<p>別表第 5（第 5 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>出先機関の長特定専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>西臼杵支庁</td> </tr> <tr> <td>1～1の3 [略]</td> </tr> <tr> <td>1の4 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第 58号）による次の事務</td> </tr> <tr> <td>（1）第13条第 4 項において準用する第 8 条第 4 項の規定による協議及び同意に関すること。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。</td> </tr> <tr> <td>ア [略]</td> </tr> <tr> <td><u>イ 農地法第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の許可を要する 1 件当たりの転用面積が 4 ヘクタールを超える農用地を含む変更</u></td> </tr> <tr> <td>ウ [略]</td> </tr> </tbody> </table>	出先機関の長特定専決事項	[略]	西臼杵支庁	1～1の3 [略]	1の4 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第 58号）による次の事務	（1）第13条第 4 項において準用する第 8 条第 4 項の規定による協議及び同意に関すること。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。	ア [略]	<u>イ 農地法第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の許可を要する 1 件当たりの転用面積が 4 ヘクタールを超える農用地を含む変更</u>	ウ [略]	<p>別表第 5（第 5 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>出先機関の長特定専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>西臼杵支庁</td> </tr> <tr> <td>1～1の3 [略]</td> </tr> <tr> <td>1の4 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第 58号）による次の事務</td> </tr> <tr> <td>（1）第13条第 4 項において準用する第 8 条第 4 項の規定による協議及び同意に関すること。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。</td> </tr> <tr> <td>ア [略]</td> </tr> <tr> <td><u>イ [略]</u></td> </tr> </tbody> </table>	出先機関の長特定専決事項	[略]	西臼杵支庁	1～1の3 [略]	1の4 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第 58号）による次の事務	（1）第13条第 4 項において準用する第 8 条第 4 項の規定による協議及び同意に関すること。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。	ア [略]	<u>イ [略]</u>
出先機関の長特定専決事項																		
[略]																		
西臼杵支庁																		
1～1の3 [略]																		
1の4 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第 58号）による次の事務																		
（1）第13条第 4 項において準用する第 8 条第 4 項の規定による協議及び同意に関すること。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。																		
ア [略]																		
<u>イ 農地法第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の許可を要する 1 件当たりの転用面積が 4 ヘクタールを超える農用地を含む変更</u>																		
ウ [略]																		
出先機関の長特定専決事項																		
[略]																		
西臼杵支庁																		
1～1の3 [略]																		
1の4 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第 58号）による次の事務																		
（1）第13条第 4 項において準用する第 8 条第 4 項の規定による協議及び同意に関すること。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。																		
ア [略]																		
<u>イ [略]</u>																		



<p>(2) [略]</p> <p>1の5～14 [略]</p> <p>[略]</p> <p>農林振興局</p> <p>1～1の4 [略]</p> <p>1の5 農業振興地域の整備に関する法律による次の事務</p> <p>(1) 第13条第4項において準用する第8条第4項の規定による協議及び同意に関すること。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。</p> <p>ア [略]</p> <p><u>イ 農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可を要する1件当たりの転用面積が4ヘクタールを超える農用地を含む変更</u></p> <p>ウ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>1の6～4 [略]</p> <p>[略]</p>	<p>(2) [略]</p> <p>1の5～14 [略]</p> <p>[略]</p> <p>農林振興局</p> <p>1～1の4 [略]</p> <p>1の5 農業振興地域の整備に関する法律による次の事務</p> <p>(1) 第13条第4項において準用する第8条第4項の規定による協議及び同意に関すること。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。</p> <p>ア [略]</p> <p><u>イ [略]</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>1の6～4 [略]</p> <p>[略]</p>
---	--

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

**公 告**

国土利用計画法施行令（昭和49年政令第 387号）第9条第1項の規定により、令和2年7月1日における基準地の単位面積当たりの標準価格を別冊のとおり判定した。

令和2年10月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

行政不服審査法施行条例（平成27年宮崎県条例第47号）第15条の規定により、令和元年度における不服申立ての処理状況を次のとおり公表する。

令和2年10月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

不服申立てに係る処分又は不作為 (根拠法令)	不服申立ての種類	処分庁	審査庁	不服申立て年月日	宮崎県行政不服審査会			不服申立てに対する裁決等	
					諮問年月日	答申年月日	答申の内容	裁決等年月日	裁決等の内容
生活保護費返還決定処分（生活保護法）	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	平成29年10月20日	—	—	—	令和元年10月1日	却下
生活保護廃止処分（生活保護法）	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	平成29年11月1日	—	—	—	令和元年10月1日	却下
生活保護申請却下処分（生活保護法）	審査請求	日南市福祉事務所長	宮崎県知事	平成30年7月24日	令和元年5月17日	令和元年9月13日	認容裁決は妥当である。	令和元年10月29日	認容
介護給付費等支給決定処分（障害者の日常生活及び社会生活を総合	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	平成30年9月	—	—	—	令和2年1月	却下

的に支援するための法律)				20日				21日	
特別児童扶養手当有期再認定請求 却下処分 (特別児童扶養手当等の 支給に関する法律)	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	平成30 年10月 19日	-	-	-	-	-
生活保護変更決定処分 (生活保護 法)	審査請求	都城市福祉事務所長	宮崎県知事	平成30 年10月 22日	平成31 年 3 月 15日	令和元 年 6 月 6 日	棄却裁 決は妥 当であ る。	令和元 年 7 月 11日	棄却
生活保護変更決定処分 (生活保護 法)	審査請求	西都市福祉事務所長	宮崎県知事	平成30 年10月 25日	平成31 年 3 月 15日	令和元 年 6 月 6 日	棄却裁 決は妥 当であ る。	令和元 年 7 月 11日	棄却
個人事業税賦課処分 (地方税法)	審査請求	宮崎県延岡県税・総 務事務所長	宮崎県知事	平成30 年11月 5 日	-	-	-	令和元 年 7 月 18日	認容
生活保護変更決定処分 (生活保護 法)	審査請求	延岡市福祉事務所長	宮崎県知事	平成30 年11月 15日	平成31 年 4 月 12日	令和元 年 6 月 6 日	棄却裁 決は妥 当であ る。	令和元 年 7 月 11日	棄却
療育手帳非該当決定処分 (宮崎県 療育手帳制度実施要綱)	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	平成30 年11月 19日	令和 2 年 3 月 13日	-	-	-	-
療育手帳非該当決定処分 (宮崎県 療育手帳制度実施要綱)	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	平成30 年11月 19日	令和 2 年 3 月 13日	-	-	-	-
生活保護変更決定処分 (生活保護 法)	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	平成30 年11月 28日	令和元 年11月 13日	令和 2 年 1 月 31日	棄却裁 決は妥 当であ る。	令和 2 年 3 月 2 日	棄却
生活保護変更決定処分 (生活保護 法)	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	平成30 年11月 28日	令和元 年11月 15日	令和 2 年 1 月 31日	棄却裁 決は妥 当であ る。	令和 2 年 3 月 2 日	棄却
生活保護変更決定処分 (生活保護 法)	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	平成30 年11月 28日	-	-	-	令和元 年12月 18日	却下
生活保護変更決定処分 (生活保護 法)	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	平成30 年11月 28日	令和元 年11月 22日	令和 2 年 1 月 31日	棄却裁 決は妥 当であ る。	令和 2 年 3 月 2 日	棄却
生活保護変更決定処分 (生活保護 法)	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	平成30 年11月	令和 2 年 3 月	-	-	-	-

法)				28日	25日				
生活保護変更決定処分(生活保護法)	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	平成30年11月29日	令和元年11月15日	令和2年1月31日	棄却裁決は妥当である。	令和2年3月2日	棄却
生活保護変更決定処分(生活保護法)	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	平成30年11月29日	令和2年3月23日	-	-	-	-
生活保護変更決定処分(生活保護法)	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	平成30年11月29日	令和2年3月23日	-	-	-	-
給付制限処分(国民健康保険法)	審査請求	宮崎市長	宮崎県国民健康保険審査会	平成30年12月6日	-	-	-	令和元年11月21日	棄却
生活保護変更決定処分(生活保護法)	審査請求	都城市福祉事務所長	宮崎県知事	平成30年12月20日	令和元年7月4日	令和元年9月13日	棄却裁決は妥当である。	令和元年10月29日	棄却
生活保護変更決定処分(生活保護法)	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	平成30年12月28日	令和元年11月15日	令和2年1月31日	棄却裁決は妥当である。	令和2年3月2日	棄却
一時保護決定処分(児童福祉法)	審査請求	宮崎県中央児童相談所長	宮崎県知事	平成31年1月4日	-	-	-	令和2年5月7日	取下げ
一時保護決定処分(児童福祉法)	審査請求	宮崎県中央児童相談所長	宮崎県知事	平成31年1月4日	-	-	-	令和2年5月7日	取下げ
一時保護決定処分(児童福祉法)	審査請求	宮崎県中央児童相談所長	宮崎県知事	平成31年1月4日	-	-	-	令和2年5月7日	取下げ
生活保護費返還決定処分(生活保護法)	審査請求	都城市福祉事務所長	宮崎県知事	平成31年1月16日	-	-	-	-	-
土地区画整理事業における換地処分(土地区画整理法)	審査請求	都農町	宮崎県知事	平成31年1月31日	令和元年12月19日	令和2年2月17日	棄却裁決は妥当である。	令和2年3月6日	棄却
特別児童扶養手当有期再認定請求却下処分(特別児童扶養手当等の支給に関する法律)	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	平成31年2月27日	-	-	-	-	-

生活保護停止処分 (生活保護法)	審査請求	宮崎県北部福祉こどもセンター所長	宮崎県知事	平成31年2月27日	-	-	-	-	-
禁止命令等 (ストーカー行為等の規制等に関する法律)	審査請求	宮崎北警察署長	宮崎県公安委員会	平成31年3月1日	-	-	-	令和元年8月22日	棄却
介護給付費等支給決定処分 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	平成31年3月26日	-	-	-	令和2年1月21日	棄却
後期高齢者医療療養費支給決定取消処分 (高齢者の医療の確保に関する法律)	審査請求	宮崎県後期高齢者医療広域連合長	宮崎県後期高齢者医療審査会	平成31年4月3日	-	-	-	令和元年8月29日	却下
後期高齢者医療療養費返還請求	審査請求	宮崎県後期高齢者医療広域連合長	宮崎県後期高齢者医療審査会	平成31年4月3日	-	-	-	令和元年8月29日	却下
後期高齢者医療療養費支給申請書の代理受領の取扱い中止	審査請求	宮崎県後期高齢者医療広域連合長	宮崎県後期高齢者医療審査会	平成31年4月3日	-	-	-	令和元年8月29日	却下
公文書部分開示決定処分に関する職員の怠業行為	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	平成31年4月8日	-	-	-	令和元年12月24日	却下
河川法第33条第3項の規定による届出に係る不作為	審査請求	-	宮崎県知事	平成31年4月8日	-	-	-	令和元年12月24日	却下
河川法第34条第1項の規定による申請に係る不作為	審査請求	-	宮崎県知事	平成31年4月8日	-	-	-	令和元年12月24日	却下
生活保護法第78条の規定による費用徴収決定処分 (生活保護法)	審査請求	北部福祉こどもセンター所長	宮崎県知事	平成31年4月10日	-	-	-	-	-
生活保護申請却下処分 (生活保護法)	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	平成31年4月26日	-	-	-	令和元年7月2日	取下げ
介護給付費等支給決定処分 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	令和元年5月7日	-	-	-	令和2年2月25日	棄却
射撃教習資格不認定処分 (銃砲刀剣類所持等取締法)	審査請求	宮崎県公安委員会	宮崎県公安委員会	令和元年5月7日	-	-	-	令和元年6月20日	取下げ
措置入院決定処分 (精神保健及び	審査請求	宮崎県中央保健所長	宮崎県知事	令和元年6月	-	-	-	令和元年9月	取下げ

精神障害者福祉に関する法律)				7日				3日	
生活保護費返還決定処分(生活保護法)	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	令和元年6月19日	-	-	-	-	-
特別児童扶養手当有期再認定請求却下処分(特別児童扶養手当等の支給に関する法律)	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	令和元年7月18日	-	-	-	-	-
特別児童扶養手当有期再認定請求却下処分(特別児童扶養手当等の支給に関する法律)	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	令和元年7月18日	-	-	-	-	-
特別児童扶養手当認定請求却下処分(特別児童扶養手当等の支給に関する法律)	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	令和元年8月29日	令和2年3月18日	-	-	-	-
特別児童扶養手当認定請求却下処分(特別児童扶養手当等の支給に関する法律)	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	令和元年8月29日	令和2年3月18日	-	-	-	-
生活保護費返還決定処分(生活保護法)	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	令和元年9月17日	-	-	-	令和元年9月22日	取下げ
要支援認定決定処分(介護保険法)	審査請求	宮崎市長	宮崎県介護保険審査会	令和元年9月27日	-	-	-	令和元年11月12日	取下げ
特別児童扶養手当有期再認定請求却下処分(特別児童扶養手当等の支給に関する法律)	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	令和元年10月30日	-	-	-	-	-
特別児童扶養手当有期再認定請求却下処分(特別児童扶養手当等の支給に関する法律)	審査請求	宮崎県知事	宮崎県知事	令和元年12月11日	-	-	-	-	-
運転免許取消処分(道路交通法)	審査請求	宮崎県公安委員会	宮崎県公安委員会	令和元年12月12日	-	-	-	-	-
生活保護費返還決定処分(生活保護法)	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	令和2年1月14日	-	-	-	-	-
生活保護停止処分(生活保護法)	審査請求	宮崎市福祉事務所長	宮崎県知事	令和2年3月24日	-	-	-	-	-
放置違反金納付命令処分(道路交通法)	審査請求	宮崎県公安委員会	宮崎県公安委員会	令和2年3月24日	-	-	-	-	-

放置違反金督促処分 (道路交通法)	審査請求	宮崎県公安委員会	宮崎県公安委員会	令和2年3月24日	-	-	-	-	-
放置違反金滞納処分 (道路交通法)	審査請求	宮崎県公安委員会	宮崎県公安委員会	令和2年3月24日	-	-	-	-	-
施設サービス計画書の作成拒否に係る不作為	審査請求	-	宮崎県介護保険審査会	令和2年3月26日	-	-	-	-	-

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

令和2年10月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

地区名	市町村名	事業名	完了年月日
桑水流	高千穂町	県営ため池等整備事業	令和2年4月23日

建設業法 (昭和24年法律第 100号) 第29条第 1 項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

令和2年10月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となった事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可 (般-27)第 594号	(株)百市工務店	百市 佳代子	宮崎県宮崎市清武町加納甲1733-1	一般	建築工事業	令和2年8月7日付けで廃業した旨の届け	令和2年8月7日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-29)第2483号	山田建築工業	山田 圭二	宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代5013	一般	建築工事業	令和2年8月25日付けで廃業した旨の届け	令和2年8月25日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-01)第 13340号	アオキ製作所	青木 健一郎	宮崎県日向市大字日知屋 16184-3	一般	建具工事業	令和2年8月28日付けで廃業した旨の届け	令和2年8月28日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-29)第1099号	(有)黒井組	黒井 浩史	宮崎県宮崎市丸山1-78	一般	左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、解体工事業	令和2年8月7日付けで廃業した旨の届け	令和2年8月7日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-28)第9009号	(有)サンケイ	川添 恵造	宮崎県日向市大字日知屋4747-1	一般	電気工事業	令和2年8月17日付けで廃業した旨の届け	令和2年8月17日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-29)第 10701号	(株)ジオテックHD	栗山 弘樹	宮崎県宮崎市城ヶ崎2-1-15	一般	土木工事業	令和2年8月7日付けで廃業した旨の届け	令和2年8月7日 (一部廃業)

宮崎県知事許可 (般-29)第 11632号	川西建設(有)	川西 武昭	宮崎県日南市 大字板敷 2200	一般	建築工事業、大工工事業	令和 2 年 8 月 12 日付で廃 業した旨の届 け	令和 2 年 8 月 12 日 (一部廃業)
---------------------------	---------	-------	------------------------	----	-------------	--------------------------------------	---------------------------

## 入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 2 年 10 月 1 日

宮崎県知事 河野 俊嗣

### 1 競争入札に付する事項

- 購入物品及び数量 ワイヤークット (放電加工機) 一式 2 セット
- 購入物品の特質等 入札説明書による。
- 納入期限 令和 3 年 2 月 26 日
- 納入場所 宮崎県立延岡工業高等学校及び宮崎県立日向工業高等学校
- 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額 (1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札に参加する者に必要な資格

- この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
  - 令和 2 年宮崎県告示第 115 号に規定する資格を有する者であること。
  - 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
  - 納入する物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを、納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
- 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類を令和 2 年 11 月 4 日までに下記 4 (1)の場所に提出し、事前に審査を受けること。

### 3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請の方法

上記 2 (1)アに掲げる資格を有しない者で参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

- 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7208
- 申請書類の受付期間 令和 2 年 10 月 1 日から令和 2 年 10 月 8 日まで (土曜日及び日曜日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで) とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。  
なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

### 4 契約条項を示す場所及び期間

- 場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
- 期間 令和 2 年 10 月 1 日から令和 2 年 11 月 11 日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)

### 5 入札説明書及び入札の条件の交付場所及び交付期間

- 交付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
- 交付期間 令和 2 年 10 月 1 日から令和 2 年 11 月 4 日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)

### 6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- 提出場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
- 提出期限 令和 2 年 11 月 11 日午後 2 時 (送付にあっては、令和 2 年 11 月 10 日午後 5 時必着)
- 提出方法 持参又は送付 (送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。) によること。

### 7 開札の場所及び日時

- 場所 宮崎県庁 1 号館 4 階物品管理調達課入札室 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号
- 日時 令和 2 年 11 月 11 日午後 2 時

### 8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則 (昭和 39 年宮崎県規則第 2 号) 第 100 条の規定による。

### 9 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第 125 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

### 10 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。

### 11 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当

### 12 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 13 その他

- この競争入札による調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

### 14 Summary

- Nature and quantity of goods and/or services required: Wire-Cut EDM (Electrical Discharge Machine), 2 Pcs.
- Time limit for tender: 2:00 p.m. 11 November, 2020
- Contact point for the notice: Article Procurement Section, Article Management and Procurement Division, Treasury Bureau, Miyazaki Prefectural Government, Tachibanadori Higashi 2 - 10 - 1, Miyazaki City, Miyazaki Prefecture, Japan. 880-8501 TEL: 0985-26-7208

## 病院局公告

### 落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和2年10月1日

宮崎県病院局長 桑 山 秀 彦

- 1 随意契約に係る調達件名及び数量  
新県立宮崎病院ネットワーク機器構築業務（構築作業） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室 宮崎市橋通東1  
丁目9番18号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和2年7月29日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社富士通エフサス西日本ビジネス本部 大阪府大阪市  
中央区城見2丁目2番22号
- 5 随意契約に係る契約金額  
314,514,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
公募型プロポーザル方式
- 7 随意契約によった理由  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当